

【参考】

JASVが推奨する種豚生産農場、及び精液供給農場(AIセンター)の条件について

日本養豚開業獣医師会(JASV)種豚衛生委員会 作成

1. 農水省から出されている「飼養衛生管理基準」を順守していること。
2. 第三者的立場で農場の衛生状態、健康状態をモニターし指導できる特定な管理獣医師が存在すること。
- 1) 種豚や精液の購入者、あるいはその管理獣医師が、種豚生産農場や精液供給農場(AIセンター)の管理獣医師にいつでも連絡を取ることができ、当該農場の衛生状態や健康状態の情報を共有できること。
3. 十分な専門知識を有する管理獣医師が関与し、科学的根拠に基づいて作成した健康管理規程(ヘルスコントロールプログラム;一般管理規程、ワクチン接種・投薬プログラム、疾病発生時の治療指針や出荷豚などに対する対策、農場内外バイオセキュリティプログラムなど)が存在し、必要に応じて、種豚や精液の購入者、あるいはその管理獣医師に開示、説明できること。
4. 農水省が進める農場HACCP認証又はそれに準ずる衛生管理システムを構築・励行していること。
5. 健康に関して、
 - 1) 次にあげる疾病は存在しないこと;オーエスキー病、PRRS、ブルセラ病、豚赤痢、進行性萎縮性鼻炎(AR)、外部寄生虫(カイセン、豚ジラミなど)。
 - ①そのため定期的モニター(抗体検査、屠畜検査など)を家伝法による定期検査も含め、年2回以上実施し、記録を保管していること。
6. その他
 - 1) 衛生的に製造管理された飼料を給与していること。また豚由来飼料原料を豚に与えていないこと。
 - 2) 種豚や精液の輸送により、納入先に疾病を持ち込まないための輸送規程を保有していること。